

## 8 主任者登録の取消し・抹消

### 1 主任者登録の取消し

#### (1) 主任者登録の取消しの概要

主任者登録を受けている者が、以下の事項に該当することとなった場合は、主任者登録が取消されます。

- ・貸金業法第24条の27第1項各号（第7号を除く）のいずれかに該当することになったとき

5P 「登録の拒否要件」参照

- ・不正の手段により主任者登録を受けたとき
- ・資格試験に関して不正の行為があり、合格の決定を取消されたとき
- ・その職務に関し貸金業に関する法令の規定に違反したとき、または著しく不適當な行為を行ったとき

#### (2) 主任者登録抹消結果通知の発送

主任者登録が取消され、貸金業務取扱主任者登録簿から抹消がなされると、「登録抹消通知」を当該主任者本人へ、主任者の登録している住所宛（居所を登録している方は居所宛）に発送いたします。

### 2 主任者登録の抹消

#### (1) 主任者登録の抹消の概要

主任者登録を受けている者が、以下の事項に該当することとなった場合は、主任者登録を抹消します。

事 項	参照ページ
主任者登録の有効期間の経過により、主任者登録の効力を失ったとき	4ページ「登録の有効期間」 32ページ「主任者登録更新の概要」
主任者本人から主任者登録の抹消の申請があったとき	28ページ「主任者登録抹消の申請」
主任者本人または届出義務者から死亡等の届出があったとき	29ページ「死亡等の届出」
主任者本人が死亡し、相続人がないとき	—
主任者登録を取消したとき	33ページ「主任者登録の取消し」

#### (2) 登録抹消結果通知の発送

貸金業務取扱主任者登録簿から抹消がなされると、「登録抹消通知」を当該主任者本人（事項によっては届出者）へ、主任者の登録している住所宛（居所を登録している方は居所宛（届出者の住所宛））に発送いたします。